



2022年5月23日

各位

会社名 株式会社昭和真空  
代表者名 代表取締役執行役員社長 小俣邦正  
(コード: 6384)  
問合せ先 取締役執行役員管理本部長 田中彰一  
電話番号 042-764-0392

## (訂正) 適時開示書類「定款の一部変更に関するお知らせ」 の一部訂正について

2022年5月19日に開示いたしました適時開示書類「定款の一部変更に関するお知らせ」につきまして、定款の変更内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。訂正箇所には、下線を付して表示しております。

### 記

- 訂正箇所  
「2. 変更の内容、変更案、附則」

- 訂正内容

訂正前	訂正後
(附則) 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日である 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。	(附則) 1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正 規定の施行の日である 2022年9月1日(以下「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。 3. 本附則第1項、第2項および本項の規定は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 4. <u>定款第22条第1項の規定にかかわらず、2021年6月25日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期は、2023年開催の定時株主総会終結の時までとする。本附則は、期日経過後これを削除する。</u>

以上